

所管部課	市民環境部 産業振興課	部長	木村 西		
件名	東大和市市民農園条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市市民農園条例、東大和市市民農園条例施行規則			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>(1) 奈良橋市民農園の廃止を内容とする東大和市市民農園条例の一部改正（施行日：令和6年3月1日）に伴い、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>① 第6条第2項中「全農園を通じて」を削る。</p> <p>② 第9条第2項及び第10条の2第1項中の条例の引用文を改める。</p> <p>(3) 施行日：令和6年3月1日</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<p>令和2年 4月 1日 奈良橋市民農園開設。</p> <p>令和4年 8月 3日 土地賃貸借契約解除の申し出。</p> <p>令和5年12月31日 奈良橋市民農園閉鎖（予定）。</p> <p>令和6年 2月29日 土地所有者へ返還（予定）。</p> <p>※ 12月13日 文書課において審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、速やかに改正したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。